

支 払 基 金
平成 2 9 年 2 月 2 8 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、下記の新設コードは、適用年月日を平成 2 9 年 3 月 1 日に設定していることから、平成 2 9 年 2 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

平成 2 9 年 2 月 2 8 日付け厚生労働省告示第 5 2 号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3コード）

平成 2 9 年 3 月 1 日適用

| 特定器材 コード | 特定器材名 | 金額 種別 | 金額 |
|-------------|----------------------------------|----------|-----------|
| 710011012 | 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用）（16極以上用・標準型） | 1 | 1,640,000 |
| 710011013 | 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用）（16極以上用・MRI） | 1 | 1,720,000 |
| 710011014 | 冠動脈用ステントセット（生体吸収・再狭窄抑制型） | 1 | 244,000 |